

令和 7 年度

受 付 番 号	種目番号	連絡先	委託担当	担当者名	今 一行
			港湾局建設保全部 建設第一課	電 話	671-7303

## 設 計 書

- 1 委託名 令和 7 年度港湾局建設資材価格等調査業務委託
- 2 履行場所 横浜市港湾局
- 3 履行期間  期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで  
又は期限  期限 令和 8 年 3 月 24 日 まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項
- 6 現場説明  不要  
 要 (令和 年 月 日 時 分 場所 )
- 7 委託概要 港湾局発注の土木工事等に使用する資材単価等を市場の実態調査に  
より設定することを目的とする。  
・ 定期調査(石材：5規格、年2回) 1式  
・ 定期調査(生コンクリート：8規格、年4回) 1式  
・ 臨時調査 (1)式

- 8 部分払  する ( 回以内)  
 しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

委 託 代 金 額	( )
内 訳 業 務 価 格	( )
消費 税 及 び 地 方 消 費 税 相 当 額	( )





# 作業内訳書

第2号内訳書		1式あたり			
臨時調査業務					
名称 形状・寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	適用
A資材調査(A①)	(16)	品目		( )	
A資材調査(A②)	(1)	品目		( )	
B資材調査(B①)	(8)	品目		( )	
B資材調査(B②)	(1)	品目		( )	
C資材調査(C①)	(5)	品目		( )	
C資材調査(C②)	(1)	品目		( )	
D工事費調査(D①)	(1)	品目		( )	
D工事費調査(D②)	(1)	品目		( )	
D工事費調査(D③)	(1)	品目		( )	
E工事費調査(E①)	(1)	品目		( )	
E工事費調査(E②)	(1)	品目		( )	
E工事費調査(E③)	(1)	品目		( )	
a資材調査(a①)	(10)	品目		( )	
a資材調査(a②)	(1)	品目		( )	
b資材調査(b①)	(1)	品目		( )	
b資材調査(b②)	(1)	品目		( )	



# 委託業務仕様書（横浜市港湾局）

（令和5年3月24日）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は次のとおりとする。

## 仕様書等（使用は☑）

- |                                     |   |                              |       |
|-------------------------------------|---|------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/>            | 1 | 土木設計業務共通仕様書（横浜市）             | [入手先] |
|                                     |   |                              | ※1    |
| <input type="checkbox"/>            | 2 | 設計委託の照査に関する特記仕様書（横浜市港湾局）     |       |
| <input type="checkbox"/>            | 3 | 測量業務共通仕様書（横浜市）               | ※1    |
| <input type="checkbox"/>            | 4 | 地質調査業務共通仕様書（横浜市）             | ※1    |
| <input type="checkbox"/>            | 5 | 委託成果品の電子納品等に関する特記仕様書（横浜市港湾局） |       |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 6 | その他（別添仕様書及び特記仕様書）            |       |

上記仕様書等で適用すべきとされている基準類が改定された場合には、それに従うものとする。

受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- |                                     |                     |       |
|-------------------------------------|---------------------|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 個人情報取扱特記事項          | [入手先] |
|                                     |                     | ※2    |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 電子計算機処理等の契約に関する特記事項 | ※3    |

## 適用図書等の入手先

※1 横浜市ウェブサイト トップページ>市の情報・計画>財政・会計>公共事業の総合調整>

公共工事の設計・施工関係>土木設計・測量・地質調査業務共通仕様書について>

土木設計・測量・地質調査業務共通仕様書について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>

※2 横浜市ウェブサイト トップページ>市の情報・計画>行政運営・監査>

情報公開・個人情報保護>個人情報保護制度>市の個人情報保護制度の概要

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gvosei-kansa/ioho/hogo/kojiniyohohogoseido.html>

※3 横浜市ウェブサイト トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>

港湾>公共工事等について>仕様書（港湾）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/kouji/tokki.html>

# 令和7年度 港湾局建設資材価格等調査業務委託仕様書

## 第1条 適用

この仕様書は、横浜市港湾局(以下「港湾局」という)の行う建設資材価格等調査業務委託に適用する。

## 第2条 契約の目的

この調査は、港湾局発注の工事に使用する資材等の市場取引価格を調査し、適切な単価設定を行うことを目的とする。

## 第3条 委託業務の内容

受託者は、次の項目について業務を実施する。

### 1 定期調査

#### (1) 石材類

ア 調査対象資材は、別表1の2品目5規格とする。

イ 調査実施月は、令和7年9月、令和8年3月の2回とする。

ウ 調査報告は、調査実施月の月末までに電子データにて提出する。

#### (2) 生コンクリート

ア 調査対象資材は、別表2の2品目8規格とする。

イ 調査は、令和7年6月、9月、12月、令和8年3月の計4回とする。

ウ 調査報告は、調査実施月の20日までに電子データにて提出する。

(3) 協議打合せは、着手時及び完了時に行う。

(4) 報告には、全調査品目の調査先、単価決定プロセス等を記入する。

### 2 臨時調査

(1) 本市担当者の指示により、別表3の資材等区分の調査を実施する。

(2) 調査期間は、履行期限内とする。

(3) 資材等区分は、調査ごとに本市担当者と受託者が協議のうえ調査前に確定する。また、資材等区分の確認方法についても協議のうえ調査前に確定する。

(4) 調査着手は、資材等区分の確定後速やかに行うこととし、調査報告は、調査着手より原則4週間以内に電子データにて提出する。また、資材等区分を確認できる資料についてもあわせて提出する。

(5) 報告には、全調査品目の調査先、単価決定プロセス等を記入する。

### 3 報告書作成

完了時、履行期限内に実施した全ての調査について、報告書を作成し、2部提出する。



#### 第4条 委託業務計画書の提出

受託者は、委託業務の履行に先立ち、作業手順、体制等をまとめた委託業務計画書を作成し、本市担当者に提出しなければならない。

#### 第5条 秘密事項の公開の禁止

受託者は、本業務の実施にあたって機密保持に十分留意するものとし、委託契約約款第1条第4項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

#### 第6条 成果の帰属

この調査の成果品については、著作権を含めすべて港湾局に帰属するものとする。

#### 第7条 テクリスに伴う手続

受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日以内（休日等を除く。）に、完了時は業務完了後、15日以内（休日等を除く。）に、書面により委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、委託者に提出しなければならない。

#### 第8条 疑義

本仕様書に定める事項も含め、調査実施に関する疑義が生じた場合は、速やかに本市担当者と協議すること。

## 石材類

品 目	規 格 ・ 仕 様	単 位	摘 要
山 砂	シルト分 20%以内、埋立用(ガット船)	m <sup>3</sup>	海上持込
	シルト分 10%以内、真比重 2.65、中詰用(ガット船)	〃	〃
	シルト分 5%以内、サンドドレーン用(ガット船)	〃	〃
砂 岩	30~100kg 程度、比重 2.0 以上	〃	〃
	ズリ 5 mm以上 50%以上、シルト粘土分 20%以下	〃	〃

注) 石材類の比重は表乾状態である。

## 生コンクリート

品目	規格	単位	適用
生コンクリート（普通）	21- 8 水セメント比 65%以下	m <sup>3</sup>	現場搬入
	24- 8 水セメント比 65%以下	〃	〃
	21-12 水セメント比 65%以下	〃	〃
	24-12 水セメント比 65%以下	〃	〃
生コンクリート（高炉B）	21- 8 水セメント比 65%以下	〃	〃
	24- 8 水セメント比 65%以下	〃	〃
	21-12 水セメント比 65%以下	〃	〃
	24-12 水セメント比 65%以下	〃	〃

注)現場への搬入は大型車とする。

## 資材等区分

資材等区分		適用調査区分
A 資材	A①	図面の不要な資材。簡単な聞き取り調査で速やかに調査結果が得られるような物価資料掲載品目に準ずる標準品(一般的に流通している資材)。同一品目で規格違い(1規格以上 10 規格以下)の調査を行う場合、一品目として計上する。
	A②	上記資材で、同一品目 11 規格以上 30 規格以下の調査を行う場合。
B 資材	B①	図面の不要な資材。調査対象地区への実地調査を伴うなど、簡単な聞き取り調査だけでは速やかに調査結果が得られない、物価資料掲載品目に準ずる標準品(一般的に流通している資材)。同一品目で規格違い(1規格以上 10 規格以下)の調査を行う場合、一品目として計上する。
	B②	上記資材で、同一品目 11 規格以上 30 規格以下の調査を行う場合。
C 資材	C①	簡単な図面付き(図面が必要な)資材。類似品の市場情報を応用するなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない、物価資料掲載品目に準ずる資材。同一品目で規格違い(1規格以上 10 規格以下)の調査を行う場合、一品目として計上する。
	C②	上記資材で、同一品目 11 規格以上 30 規格以下の調査を行う場合。
D 工事費	D①	図面付き工種。 工法、使用機械等が決まっている、単位当たりの工事費を求める土木工事積算基準書に準ずる標準的な工事費調査。
	D②	図面付き工種。 工法、使用機械等が決まっている、単位当たりの工事費を求める他機関(土木工事積算基準書以外)の積算基準書に準ずる標準的な工事費調査。
	D③	D①、D②において、特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない工事費調査。
E 工事費	E①	図面付き工種。 工法、使用機械等が決まっている、単位当たりの工事費を求める土木工事積算基準書に準ずる標準的な歩掛調査。
	E②	図面付き工種。 工法、使用機械等が決まっている、単位当たりの工事費を求める他機関(土木工事積算基準書以外)の積算基準書に準ずる標準的な歩掛調査。
	E③	E①、E②において、特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない歩掛調査。

資材等区分		適用調査区分
a 資材	a①	A①区分で調査した同一品目・規格の資材等を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。
	a②	A②区分で調査した同一品目・規格の資材等を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。
b 資材	b①	B①区分で調査した同一品目・規格の資材等を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。
	b②	B②区分で調査した同一品目・規格の資材等を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。
c 資材	c①	C①区分で調査した同一品目・規格の資材等を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。
	c②	C②区分で調査した同一品目・規格の資材等を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。
d 工事費	d①	D①区分で調査した同一条件の工事費を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。
	d②	D②区分で調査した同一条件の工事費を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。
	d③	D③区分で調査した同一条件の工事費を価格の時点修正のみを目的に再度調査する場合。

※図面付資料であっても、標準品として判断される場合はA又はB資材扱いとする。